基山町農業委員会会議録

令和6年3月1日委員会会長は、委員を基山町役場401会議室に招集し委員会議を 開催する。

出席者13名 欠席者1名

番委員	委	員	氏	名	出欠	番委員	委	員	氏	名	出欠
1	村	山	孔	冶	出席	8	大	久 保	! 利	治	出席
2	松	野	孝	敏	出席	9	岸		勝	則	出席
3	寺	﨑	和	美	出席	1 0	天	本	Ξ	雄	出席
4	大	村	和	則	出席	1 1	平	野		守	出席
5	中	村	俊	夫	出席	園部	中	村	静	佳	欠席
6	木	原	秀	樹	出席	宮浦	吉	田		猛	出席
7	内	Щ		学	出席	長野・小倉	重	松	謙	司	出席

本会の書記 大石正芳

審議事項

議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請	1 件
議案第9号	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	17件
議案第10号	農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない申出	8件
報告第8号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1 件
報告第9号	農地法第5条第1第7項の規定による届出受理報告	1 件
報告第10号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理報告	3件

審議開始 9時00分 審議終了 10時45分

令和6年3月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議長

只今から、令和6年第3回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名 人は、6番委員と7番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第7号農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号 1番朗読

この件につきましては譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転を申請する ものです。移転後も畑として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、 譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を 取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、 権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農 地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地 域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業 をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第3区親和町集落付近の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

農業用の管理機も所持され、問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第7号1番について許可 したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第7号1番は、全員一致で許可します。

次に、議案第7号2番について申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号2番朗読

この件につきましては譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転を申請する ものです。移転後も農地として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題ないことから、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、 譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を 取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、 権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農 地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地 域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業 をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第6区丸林集落付近の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

譲受人は今回購入する農地の周辺に耕作されていますので農業規模の拡大です。問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第7号2番について許可 したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議案第7号2番は、全員一致で許可します。

次に、議案第7号3番について申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号3番朗読

この件につきましては、譲受人が生前贈与により所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

全部効率利用要件である農地法第3条第2項第1号関係については、譲受 人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題ないことから、事業に供すべき農 地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第3条第2項第4号関係については、 譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を 取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第3条第2項第6号関係については、 権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農 地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地 域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業 をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第6区基山PA西側にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

親からの生前贈与になります。問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第7号3番について許可 したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第7号3番について、全員一致で許可します。

次に、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請があったので許可をも

とめます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第8号1番

この件につきましては、資材置き場として農地を転用するものです。

申請理由につきましては、現在、所有している資材置き場が手狭のため2,129 mの田を転用し資材置き場としての利用を計画したものです。

その他の候補地についても検討をされましたが、要件が合わず、造成の必要 がなく面積の条件を満たす、この土地を選定されています。

今回の申請地農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の、生産力の低い農地であることから、第2種農地「「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可基準は周辺の土地に立地することが困難な場合は許可し得る「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

場所は第6区池ノ坂集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

10番委員

農地転用の申請が遅かったようです。問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第8号1番について計画 決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第8号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第9号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号1番朗読

この件につきましては、貸し手の病気等で労力不足により賃貸借権を設定するものです。賃借料は10 a 当たり水稲30kgです。期間は3年です。場所は、第2区小林集落にある圃場です。

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

地域で圃場の貸借を考えました。農機具も所持され問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号1番について計画 決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第9号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第9号2番について、事務局より説明をお願いします。

また、4番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いしま す。事務局より説明をお願いします。

4番委員退室

事務局 議案第9号2番朗読

この件につきましては、貸し手の病気等で労力不足により賃貸借権を設定するものです。賃借料は10 a 当たり水稲30kgです。期間は3年です。場所は、第2区黒谷集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

地域で圃場の貸借を考えました。農機具も所持され問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号2番について計画 決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員举手

議案第9号2番について、全員一致で決定します。 次に、議案第9号3番について、事務局より説明をお願いします。

4番委員入室

事務局 議案第9号3番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化ため賃貸借権を設定するものです。 期間は5年です。賃借料は10 a 当たり水稲30 kgです。場所は、第1区正応寺 集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号3番について計画 決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員举手

議長

議案第9号3番について、全員一致で決定します。 次に、議案第9号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号4番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化のため賃貸借権を設定するものです。 期間は5年です。賃借料は10 a 当たり水稲22kgです。場所は、第1区鎮西隈集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

規模拡大されています。 圃場の周辺の草切はお願いしています。 問題ないと思われます。

議長

水利の整備管理はどうですか。

3番委員

水利の整備管理もお願いしています。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号4番について計画 決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第9号4番について、全員一致で決定します。 次に、議案第9号5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号5番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。 期間は5年です。場所は、第2区小林集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

地域で圃場の貸借を考えました。農機具も所持され問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号5番について計画 決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第9号5番について、全員一致で決定します。 次に、議案第9号6番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号6番朗読

この件につきましては、貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。 期間は5年です。場所は、第2区小林地区付近にある圃場及び基山グリンパーク周辺にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

親戚にあたる方の農地です。農業機械も所持され問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号6番について計画 決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第9号6番について、全員一致で決定します。

次に、議案第9号7番について、事務局より説明をお願いします。

また、宮浦推進委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いします。事務局より説明をお願いします。

宮浦推進委員退室

事務局 議案第9号7番朗読

この件につきましては貸し手の要望のため使用貸借権を設定するものです。 期間は1年6カ月です。場所は、第4区仁蓮寺集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

規模拡大されます。問題ないと思われます。

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号7番について計画 決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第9号7番について、全員一致で決定します。

次に、議案第9号8番から11番については再設定ですので朗読は省略しま す。事務局から説明をお願いします。

宮浦推進委員入室

事務局 議案第9号8番から17番

8番につきましては、貸し手の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は10 a 当たり水稲30kgです。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

9番につきましては、貸し手の要望のため賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は1筆あたり20,000円です。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

10番につきましては、貸し手の高齢化のため賃貸借権を設定するものです。 期間は3年です。賃借料は1筆あたり4,000円です。場所は、第1区鎌浦集落付近にある圃場です。

11番につきましては、貸し手の高齢化のため賃貸借権を設定するものです。 期間は3年です。賃借料は10a当たり水稲15kgです。場所は、第1区基山町営球場南側付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

委員

8番から11番については更新になります。圃場の管理も良く問題ないと思われます。問題ないと思われます。

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号8番から11番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員举手

議長

議案第9号8番から11番について、全員一致で決定します。

次に、議案第9号12番について、事務局より説明をお願いします。

また、4番委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願いしま す。事務局より説明をお願いします。

4番委員退室

事務局 議案第9号12番

この件につきましては、借り手の要望のため賃貸借権を設定するものです。 期間は5年です。賃借料は1筆あたり10,000円です。場所は、第2区黒目牛集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

更新です。圃場の管理も良く問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号12番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第9号12番について、全員一致で決定します。

次に、議案第9号13番から15番については、再設定ですので朗読は省略 します。務局より説明をお願いします。

4番委員入室

事務局 議案第9号13番から15番

13番につきましては、期間満了に伴う再設定により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆あたり水稲35kgです。場所は、第2区小松集落付近にある圃場です。

14番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

15番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定する ものです。1筆目の期間は5年、2筆目の期間は10カ月です。場所は、第4区 辻集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

番委員

13番から15番については更新です。圃場の管理も良く問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号13番から15番 について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第9号13番から15番について、全員一致で決定します。

次に、議案第9号16番について、事務局より説明をお願いします。

また、宮浦推進委員に関する案件となりますので、審議の途中退室をお願い します。事務局より説明をお願いします。

宮浦推進委員退室

事務局 議案第9号16番

16番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第4区不動寺集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

更新です。圃場の管理も良く問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号16番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第9号16番について、全員一致で決定します。

次に、議案第9号17番は、再設定ですので朗読は省略します。事務局より 説明をお願いします。

宮浦推進委員入室

事務局 議案第9号17番

17番につきましては、期間満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は2年です。場所は、第7区長ノ原集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1番委員

更新です。圃場の管理も良く問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号17番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第9号17番について、全員一致で決定します。

次に、議案第10号農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない非農地 判断について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第10号1番から8番 朗読

非農地通知申出書の提出がありましたので、判断をお願いします。

現況写真を投影しますので、確認をお願いします。

非農地と判断された土地については、町の農地台帳から除外しましたので、 法務局で地目変更登記を行うよう通知します。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第10号1番から8番については、農地に該当しない非農地と判断します。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長

議案第10号1番から8番は、全員一致で決定します。

次に、報告第8号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について 届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第8号1番 朗読

この件につきましては、申請人の相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第6区吉原地区、丸隈地区に ある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので報告第8号1番を終わります。次に、農地法第5条 第1項第7号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを 報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第9号1番 朗読

この件につきましては、申請者の自宅に接する農地を駐車場に転用するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第3区平成町集落付近にある 圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第9号1番を終わります。

次に、報告第10号農地法第18条の規定による合意解約通知があったので 受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第10号1番 朗読

この件につきましては、借人の高齢化により解約の申し出がありましたので 届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第1区立花地区付近にある圃場 です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第10号1番を終わります。

次に、報告第10号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第10号2番 朗読

この件につきましては、病気等で労力不足により解約の申し出がありました ので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第2区小林集落付近にある 圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第10号2番を終わります。

事務局 報告第10号3番 朗読

この件につきましては、借人の高齢化により解約の申し出がありましたので 届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第1区鎮西隈集落付近にある圃 場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第10号3番を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業 委員会を閉会します。

令和6年3月1日

署名人

議長

委 員

委 員